

審決

取消 2014 - 300910

神奈川県横浜市港北区綱島西1丁目9番7号
請求人 株式会社 ノヴァリンク

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 勝沼 宏仁

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 塩谷 信

東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
代理人弁理士 宇梶 暁貴

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 矢崎 和彦

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 宮嶋 学

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 高田 泰彦

東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル 協和特許法律事務所
代理人弁理士 柏 延之

千葉県野田市西三ヶ尾 1 8 6 - 1

被請求人

有限会社 肉の牛善

上記当事者間の登録第 5 1 1 7 9 0 5 号商標の登録取消審判事件について、次のとおり審決する。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

審判費用は、請求人の負担とする。

理 由

1 本件商標

本件登録第 5 1 1 7 9 0 5 号商標（以下「本件商標」という。）は、「牛善」の漢字を書してなり、平成 1 9 年 4 月 1 1 日に登録出願、第 2 9 類「食肉，肉製品」、第 4 3 類「飲食物の提供」を指定商品及び指定役務として、同 2 0 年 3 月 1 4 日に設定登録されたものである。

なお、本件審判の請求の登録は、平成 2 6 年 1 2 月 3 日である。

2 請求人の主張

請求人は、本件商標の指定商品及び指定役務中、第 4 3 類「飲食物の提供」についての登録を取り消す、審判費用は、被請求人の負担とする、との審決を求め、その理由として、本件商標は、本件審判の請求の登録前 3 年以内に日本国内において、上記の役務について、使用した事実が存在しないから、商標法第 5 0 条第 1 項の規定により取り消されるべきものである旨主張している。

なお、請求人は、被請求人の答弁に対し、何ら弁駁していない。

3 被請求人の主張

被請求人は、結論同旨の審決を求めると答弁し、その理由を要旨以下のように述べ、証拠方法として、乙第 1 号証ないし乙第 7 号証を提出している。

答弁の理由

被請求人は、審判請求より前、すなわち平成 2 3 年 1 月より現在に至るまで、葛飾区亀有 3 - 1 0 - 1 9 で「肉料理牛善」を営業しており、本件商標「牛善」を「飲食物の提供」に使用している。

4 当審の判断

（ 1 ）被請求人の提出した証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア 乙第1号証について

乙第1号証は、葛飾区保健所長による「営業許可書」である。これには、「営業者住所」として「千葉県野田市西三ヶ尾186番地1」、「営業者氏名」として「有限会社肉の牛善」、また、許可の内容として、「営業所所在地」として「東京都葛飾区亀有三丁目10番19号 サンシティ亀有101」、「営業所の名称、屋号又は商号」として「牛善」、「営業の種類」として「飲食店営業」、及び「本許可の効力は、平成23年01月20日から平成29年01月31日までとする。」の記載がある。

イ 乙第2号証について

乙第2号証は、牛善の肉料理についての「メニュー表」である。これには、その上部に、「肉料理」の文字と筆記体風に大きく「牛善」の文字が表示されている。また、その下には、「牛善が選び抜いた極上の黒毛和牛をメインとしながら、料理長が厳選した高級食材を組み合わせでご提供するコースメニューです。」の記載や、メニューの内容及び「お一人様 ¥25,000（税込・サービス料別）」の記載がある。

ウ 乙第4号証について

乙第4号証は、平成23年2月6日付け牛善の「領収書」（写し）である。これには、宛名として「庄司 様」、御食事代として「¥27,500 -」、その領収者として「和牛グリル 肉料理 牛善 / 東京都葛飾区亀有3-10-19 サンシティ亀有」の記載がある。

(2) 判断

上記(1)によれば、本件商標の商標権者である「有限会社肉の牛善」は、本件審判の請求の登録前3年以内である平成23年2月6日に東京都葛飾区亀有三丁目10番19号サンシティ亀有の牛善の店舗において、「肉料理の提供」を行っていたものであり、同店舗において、乙第2号証の「メニュー表」も同時に使用されていたものと推認されるものである。

そして、このメニュー表には、本件商標と社会通念上同一と認められる筆記体風の「牛善」の商標が使用されていたものである。

してみれば、上記行為は、商標法第2条第3項第8号の「商品若しくは役務に関する・・・価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、・・・する行為」に該当するものである。

(3) まとめ

以上のとおり、被請求人は、本件審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、本件商標権者がその請求に係る指定役務「飲食物の提供」について、本件商標の使用をしていたことを証明したものである。

したがって、本件商標の登録は、その請求に係る指定役務について、商標法第50条の規定により、取り消すことはできない。

よって、結論のとおり審決する。

平成27年 5月26日

審判長 特許庁審判官 金子 尚人
 特許庁審判官 井出 英一郎
 特許庁審判官 田中 亨子

（行政事件訴訟法第46条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から30日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

（この書面において著作物の複製をしている場合のご注意）

特許庁は、著作権法第42条第2項第1号（裁判手続等における複製）の規定により著作物の複製をしています。取扱いにあたっては、著作権侵害とならないよう十分にご注意ください。

〔審決分類〕 T 1 3 2 . 1 - Y (X 4 3)

審判長	特許庁審判官	金子 尚人	8028
	特許庁審判官	田中 亨子	7758
	特許庁審判官	井出 英一郎	7834